

会議録

会議の名称	令和元年度 第2回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	令和2年2月5日（水） 10時00分から11時30分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟B会議室
出席者	（委員）田中委員長、伊藤副委員長、本橋委員、村田委員、保谷委員、下田委員、大谷委員、松尾委員、土谷委員、杉山委員 （事務局）小菅課長、北原副参与、永井係長、小平主事
議題	（1）令和元年度 第2次農業振興計画の事業について ① 農のアカデミー事業 ② 富士町市民農園の閉園 ③ 事業実施一覧 （2）報告 ① 移動支援事業 ② オランダマルシェ
配布資料	資料1 「農のアカデミー」体験実習農園の返還について 資料2 富士町市民農園返還について 資料3 第2次西東京市農業振興計画〔中間見直し〕事業一覧 資料4 実施報告
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○事務局： ただいまより、令和元年度第2回西東京市農業振興計画推進委員会を開会させていただく。本日は、中野委員、吉田委員より、欠席の連絡をいただいている。傍聴者はなし。 ○事務局： それでは、田中委員長のもと、議事を進めていただく。 ○委員長： まず、資料の確認をお願いします。 ○事務局： （配布資料の確認。） ○委員長： 次第にしたがって、議事を進める。議題（1）「令和元年度 第2次農業振興計画の事業」の①「農のアカデミー事業」について事務局より説明を求める。 ○事務局： （資料1により、「農のアカデミー体験実習農園」の返還について説明。） ○委員長： 事務局より説明をいただいたが、意見、質問はあるか。	

○委員：

農のアカデミー体験実習農園の土地を返還したことにより、学童園児の農業体験が中断されているということだが、今後の見通しを聞きたい。

○事務局：

農のアカデミー事業の今後の見通し、特に児童生徒の方の受入れについては、今借りている農地には水道やトイレ等の受け入れの設備はないが、最低限の児童生徒の方の受入れは可能と判断している。令和2年度については二校程度の受入れを考えている。それ以降については、令和2年度に受け入れてみて、課題や問題点が発生した場合にそれを解消しないと拡大していくことは難しい。また、農地を借り、限られた中で行っている事業のため、拡大していくとは今すぐに申し上げられない。令和2年度については、今後、運営が継続していけるのか拡大していけるのかを検証したいと考えている。

○委員：

農のアカデミーの基本は、学童園児に対する農業体験をさせながら、将来の西東京市における農業の位置もそれなりにになっていくものではないかと思っている。現在、非常に規模も小さく、施設等も十分整っていない中で、今後事業として展開していくには心もとない状況にあると感じる。もう少しダイナミックな展開を考えていないのか。

○事務局：

「農のアカデミー」は、名称からもわかるように、援農ボランティアの育成が大きな柱と考えている事業である。援農ボランティアの育成によって農業の担い手を確保することをメインに、令和元年度については事業を継続させていただいた。お話しいただいたように、児童生徒の受入れという部分も今までの実績を考えた時に、効果的な事業だと考えているが、以前に施設の整備や返還に際し、費用負担等が発生しているため、それらを考慮した上での将来的な展望が必要かと思う。現在のところ確定した予定は持ち得ていない。

○委員：

前回の説明では、代替地をできるだけ早く探し、展開をしていくと受けとめているが、今回の説明では後退していると感じる。例えば、ボランティアの育成といっても、ボランティアは、青空塾の受講や農業体験を通して登録しているわけである。そのため、農のアカデミーにおける学童園児の受け入れは何だったのか、その見直しをきちんとできてないのではないのか。

○事務局：

特に後退していることはない。恒久的に使える代替地の確保が命題であるため、土地の取得、適地の選定というものがかなりハードルも高くなることも事実である。それについては、庁内での調整や、担当課の将来的な方向性等は、市長を含めて説明を行っている。

○委員：

前回の会議録には、短期的には土地を借り、長期的には市あるいはNPO法人が土地を所有し活用すれば、土地の返還の問題がなくなるのではないかとある。また、公園や緑地保全帯にこういった施設を作れば、行政が所有しているため安定的に使用でき、返還を気にする必要がない。さらに、今回は、土地所有者の返還の申し出によって、補助金の返還金300万円が発生した。原状復旧工事にかかる費用はいずれもかかるので問題はなかったと思うが、こういったところを将来的には模索していただきたい。農業委員会会長もいらっしゃるので都市計画審議会においても議論していただければありがたい。したがって、近い将来を見据え、方向性について早急に結論、ビジョンを示していただきたいと思う。

○委員長：

今の話は、意見として頂戴する。

恐らく生産緑地の貸し借りは、現在、法律が施行されてやりやすくなったので相手が市であれば貸す方はいると思うが、今お話しいただいたように、長期的に安定して使用できる場所をやはり市民の方は求めているのではないかと思います。

この件について、他に意見等はあるか。

○副委員長：

農のアカデミー体験実習農園ができたのは東京都の補助事業である「都市と農業の共生するまちづくり事業」のインセンティブがあったからだろう。長期的な話になった時にそういった補助事業については事務局の方でも改めて確認をし、活用できるものを検討いただければいいと思う。

また、現在の代替の借用地である北町六丁目の農地は、約200㎡であり、私は、現在西東京市の公園整備に関する事業に参加しているが、小規模公園や提供緑地、提供公園の規模に該当する。200㎡規模の公園は、利用の度合いが高くないという実態があり、どのように活用するか、さらに小さなものが増えていき、管理にコストがかかるというよりも、その仕組みを少し変えようという施策を提言した。前回の議事録を見ても農業公園の話が出ていたが、もし、この農業振興事業と公園緑地の整備事業の垣根を越えて、農業体験ができるような公園のあり方というものを西東京市モデルという形で検討することもあればよいのではないかと考える。

○委員長：

公園行政との連携の中で、農業のこういった施設についても考えていくという意見かと思うが、確かにそのような形でできれば、その解決の将来展望としては開けていくと思うので、そのようなことを今後やっていきたいと思う。

○委員：

現在の農のアカデミー事業の実施方法は、約200㎡の農地で、登録された指導農家の方に来ていただきながら時々講義をいただくものである。それなりにいいものだが、今まで参加してきた方は、学童園児がいるという中での深い結びつきがあったのではないかと思います。10人程度のボランティアがおり、来ること自体も大変だろうと思う。以前は、小さな子供に教えるという張り合いがあったが、今は全くない。こういう形がいつまで続くのかと不安を覚える。そういう意味で、もう少し柱としてちゃんとしたものを持たないと、色々な意見で今後同じような学童園児の受け入れを展開するという話もいただいたので期待はしているが、今までの行政の話だとそれが見えない。言えない部分もあるかもしれないが、もう少し気持ちの上で見える説明が欲しい。

○事務局：

説明が不足し申し訳ない。令和2年度については、3月中の予算の決定後に、詳細な令和2年度の計画についてはお示しできる。

○委員長：

今の議論の中では、農のアカデミー事業については、安定した場所があればよいという話である。それから、農のアカデミー事業のあり方も含めて意見をいただいた。また、市としても、意見を参考にしていきたい。

次の議題（１）「令和元年度 第2次農業振興計画の事業」の②「富士町市民農園の閉園」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料2により、富士町市民農園の閉園について説明。)

○委員長：

この件について、意見や質問はあるか。

○委員：

原状復旧工事は400万もかかるのか。また、残りの四つの市民農園が閉園の際もこういった金額がかかるのか。それから、先ほど新しい市民農園の考え方の中で、生産緑地が貸借しやすくなり、農家が自ら市民農園を開園することを今後は補助していくという話があったが、例えば、近くでたくさん開園すると利用料の価格競争が起こってくると思う。そのため、市全体で一定の取り決めをしないと市民農園の乱立や競争が起きるのではないかと危惧をしている。

○事務局：

まず一点目の原状復旧に関しては、借りた時の契約として原状復旧をして返還すると取り決めている。取り決めに従い、原状復旧工事を行ったものであるが、施設整備の際にも、これ以上の費用負担があった。原状復旧の範囲についても、工事着工前に所有者の方と確認し、入札によって決まった業者が施工したものである。広さもある程度あり、フェンスやコンクリートの基礎を使用した設備も一部あったので、このような金額となった。

二点目に関して、他の園についても、無償で借りており、返還の際には原状復旧を行うことになっているため、同様の工事は必要となる。ただ、面積的にここまで大規模な市民農園は他にはないため、このような金額にはならないと推測する。

三点目に関して、開設の補助の結果、市民農園が激増することの懸念であるが、現状は、市民農園を開設したいという相談がない状況である。今までの農業経営から、市民農園に転換していくのはそれなりのハードルがあると考えている。一つは、手続きや費用の問題、農業経営形態が変わる点であると思うが、もし、開設が激増する、あるいは地域的に集中する事態があれば、一定の調整が必要になる可能性はある。ただ、東京都の補助金の活用については、申請したものがすべて認められることは予算的にも難しいと感じているため、すぐにそういった事態が発生する状況は想定していない。

○委員：

一点目、二点目は承知した。三点目に関して、現状、農家が開園した市民農園がいくつかあるが、今までは補助金はなく、東京都の補助金を活用していくという話が出たので、今後、農家開設型の市民農園の開園の際に、事前に市がある程度のルール作りができてないと、いざ手が挙がった時のことが懸念されると思った。

○委員長：

補助金ということなので、公平性や計画性ということの関係だと思うが、事務局から現時点での回答があればいただきたい。

○事務局：

ここ最近、市民農園の開設状況を見ると新たに開設した方はほぼおらず、長く続けている方が多い。大規模に施設を整備し、経営するにはハードルが高いと考えている。現在、市が利用者を募集した場合の倍率は、約2倍である。これから利用される方が利用しやすくなればもう少し需要があるのではないかと見込んでおり、結果として、補助金を使わない小規模な市民農園が開設されていくことも想定できる。利用者にとって色々な選択肢があり、身近に親しめる環境であったりすることも好ましいと感じている。基本的には、農業者の方の農業経営の一つの形態として市民農園というのが考えられるための法の改正だと思うので、最初から市として色々な規制などをするのではなく、皆さんの意向を聞きながら調整を行っていきたい。

○委員：

昨年、農業者から畑の管理をすべてできないため、市民農園の開園を含めた、土地の借り手について相談を受けた。私も10年前から農家開設型の市民農園を開園しているが、その利用者の中で、環境系のグループに所属している方がいて、グループとして借りたいという要望があったため、直接話をしていただいた。そのグループもすべてを管理しきれないため、半分以上は市民農園になると思う。その際、生産緑地の場合、「生産緑地に係る主たる従事者証明」の関係で、所有者が1割の作業負担をしなければいけないと農業者へ説明した。従来の市の市民農園と違って、運営を丸投げする形では不可能であり、所有者が行う作業も含め、しっかり条件を整備した上で、開園する形に持っていく方がいいと思う。それから、市民農園の運営の方法であるが、農地の所有者が、自ら市民農園を開園するというので、あくまでも私の農園に所属する利用者のグループは、管理委託を受けて開園する形で話は進めている。また、市民農園等で農地を利用したいという方で、野菜づくりの指導をきちんとできる方は意外と少ないのではないかと、従来の市が開園した市民農園と同じイメージを持っている方が非常に多いのではないかとということである。そのため、農家による市民農園の開設は意外とハードルは高いと思う。作業の1割負担の条件を課した時に、所有者が行うべき内容を市から提示できれば、きちんとしたフィルターにかけた形での市民農園の開園ができるのではないかと考える。また、開園する市民農園が集中しないようにすることは、市としても考慮する必要がある。さらに、農地管理ができないからという安易な考えで開園するのは難しいのではないかと考える。

○事務局：

市民農園を開設するにあたっては協定を市と結び、その中で作業内容等を明らかにする手続きもある。また、農業委員会に諮り、承認を得るという手続きがあるので、そういった中で一定の質の確保はなされていくと考えている。

○委員：

市民農園を15年ほど、2ヶ所借りていた。現在は、農業体験農園を利用している。市民農園は、利用料を払ってもらえばよいと利用者へ丸投げになっている部分があり、割と多くの方が夏の果菜類を栽培したら手を付けずに放置してしまうのが現状ではないかと思う。農業体験農園と違って、指導も入らないため、きちんと維持されていくのかどうかは市民農園の課題ではないかと思う。

○委員長：

農業体験との違いがある中で、そういった課題がある。事務局から意見はあるか。

○事務局：

確かに傾向としては、今の市の市民農園は区画を貸し、自由に使っていただくことが現状である以上、市が手を出しづらいというところもある。一方、農家開設型市民農園であれば、近くに農家の方がいて、管理にも一定関わっていただく形態にできると、現在市が運営しているものとは違って農業の色々なことを含めて吸収していただけるような市民農園になっていくのではないかと期待を持っている。そのため、農家開設型の市民農園が市内の色々な場所にできた場合、従来の市の市民農園は、縮小していくという方向も考えられると思う。市民の皆さんが喜んで利用するような市民農園が増えていくことが、計画にある本当の方向性だと思っている。

○委員長：

やはり市民農園のあり方は難しさもあるが、今の話にあったように、農家開設型市民農園に市民グループやJAが関与したり、農家が1割の作業を負担する、利用者に丸投げではないスタイルになれば、新しい形の市民農園になっていくのではないかと。市の方としても、市の中でバランス

よく、それができるかどうかは、悩ましいテーマだとは思う。

この件について、他に意見等はあるか。

次の議題（１）「令和元年度 第２次農業振興計画の事業」の③「事業実施一覧」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

（資料３により、令和元年度 第２次農業振興計画の事業実施一覧について説明。）

○委員長：

事務局より説明をいただいたが、意見、質問はあるか。

○委員：

今の説明の中の６番目に、畑の防災訓練で地域の自治会と連携と書かれており、最近大きな災害が予想されるが、相続のために閉園になった時には、お手上げの状態になる。そのため、農地がある時期に市が独自に確保しておく必要があるのではないかと思います。そして、市が独自にそういう場所を確保して農のアカデミーを開園していただきたい。それに今年は二校しか来られないが、以前は１０団体ぐらいが来て体験学習していたのでそういう場所に作り上げていただければいいのではないかと、災害の関係で申し上げる。

○委員長：

要望ということだが、事務局より何かコメントはあるか。

○事務局：

まず、今回の「畑の防災訓練」は天候不順により中止となったことを申し上げる。実施場所である、農業体験農園の利用者以外にも、地域の自治会の方や、実際に災害が発生した時に避難することが想定される方にも声をかけ、実施計画を立てていた。今後もこのような畑が非常に地域に役に立っているということのPRも含めて事業を行っていきたい。ご発言いただいたように、災害時に公園の利活用なども含めて、様々な視点で防災について市としては考えていかなければならない。当然農地にもそういう機能があるという認識は、市としても持っているが、なかなか場所の確保に繋がらないということは発言いただいた通りである。今の状況の中で何かできないかと切に感じるところである。

○委員：

１９ページに、西東京市の災害協力農地についての記載があるが、そういった農地が相続でなくなった際、市はその近くの農地に新しく協力を依頼することになっていると思う。これは、産業振興課だけの話ではなく、市の防災の課と連携しなければうまくいかない話だと思う。実際に災害が起こった時に、例えば、防災協定を結んでいけば、避難者が入ってくる農地もあるし、井戸水を提供することもある。また、東京都の補助金の制度を活用し、ハウスを建てる際に、井戸の整備も行う場合があるが、災害用の井戸に指定するという話もある。その災害用の井戸は、モーターを使っているため電気が必要になる。確か農家の方が自己負担をして発電機を購入している上、毎年ある程度起動させないと実際に使う時に使えない可能性があるため、農家の方が点検をするという話は聞いたことがある。さらに、災害用に農地を提供し、機械をキープしながら、なおかつそれも更新するというのは少し変な話なのではないかと常々思っているが、せっかくこういった話が出たところで、都市農業振興基本計画の中でも、農地は必要とあるべきものになり、災害時の避難場所にもなると明記されたので、そういった協力をしている農家に対して、防災の観点から市の補助が出るというのではないかと思います。上手く他課と協力しているので、そういったところも含めて検討していただけるとありがたい。

○委員：

私が申し上げたかったことは、農地が相続の関係でどんどん宅地化されていき、農地が減少している現状から、市が独自にそのような場所を確保できないかという発想である。

市が独自に土地を所有し、その土地を子供たちが農業体験をするというような、農業振興と防災拠点と教育というような形で、総合的な施設を考えてはどうかという提案である。

○委員長：

今いただいた発言についてはどちらも大事なテーマであり、要望として頂戴する。

○事務局：

まず、一点目の意見について、農業委員会で意見を市に提出した際にも、AEDに関連する費用に関する話もあった。その後、防災の担当課と具体的な話をしたが、個人に対する防災的な支援の意識がなかった。今後も引き続き支援を求める発信をしていきたい。先ほど紹介した、来年度については、防災兼用農業用井戸も、新たな設置の部分について支援する補助金を予定している。現状、産業振興課としてできる範囲については、鋭意進めていきたい。

また、市が確保する農地については、これまで生産緑地の買い取り申し出が出るたびに市として活用できないのかと庁内で検討してきたが、価格的に買い取ることは難しい。西東京市の一定規模の土地は、これだけの価値があると改めて考えている。

防災についても、現在、色々な防災用の設備を備えた公園は考えられているが、農地は、優先順位として一番ではないという現状であると感じている。

○委員長：

今の話については、大きなテーマであり、市の農業振興政策だけにはお願いできるような話ではない。東京都や国に対しても自治体が農地を残したいと思った際は、残せるような基金や補助制度というのを、東京都にも作っていただきたいということは要望している。先ほど、農家が負担している防災機能の話もやはり公の支援があってもいいのではないかという議論も当然出ているところかと思う。

次の議題（２）「報告」の①「移動支援事業」、②「オランダマルシェ」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

（資料４により、「移動支援事業」、「オランダマルシェ」について説明。）

○委員長：

事務局より説明をいただいたが、意見、質問はあるか。

○副委員長：

今年度のファームカーの活用件数は何件か。

○事務局：

現時点で、50回程度稼働しており、昨年実績で61回だった。今年もそのぐらいのペースで活用している。

最後に、次回委員会の日程について、事務局にお願いする。

○事務局：

次回委員会は令和2年5月初旬に実施する。

(次回委員会の日程調整。)

第2回農業振興計画推進委員会は、令和2年5月11日(月)10時開始予定とする。

○委員長：

最後に何か意見等はあるか。

○委員長：

以上で、農業振興計画推進委員会を終了する。

《閉会》